

信用保証料

を全額補助します！

【国の重点支援地方交付金活用事業】

補助対象

滋賀県中小企業振興資金
融資制度のうち、次に掲げ
る資金に係る信用保証料

- (1) セーフティネット資金
- (2) 緊急経済対策資金
- (3) 短期事業資金

補助率

10分の10
(補助率100%)

補助上限

50万円


※融资本体及びその利息は補助されません(申請者の負担となります)

適用期間

令和8年4月1日から令和9年2月15日
までに実行された融資が対象となります。実行済みの場合でも、令和8年4月1日に遡って適用されます！


申請期間

令和8年9月1日から令和9年2月15日まで
(予算の上限に達し次第終了します。)

交付対象者について



- 次の各号の全てに該当する中小企業者等が対象となります。
- (1) 市内に本店登記又は主たる事務所を有する。
- (2) 上記適用期間において補助対象融資の実行を受け、信用保証料を支払っている。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない。
- (4) 大津市暴力団排除条例に規定する排除措置対象法人等でない。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営む者でない。

ご活用イメージ

信用保証協会の 金融機関から 必要書類を市へ 補助金の
保証を利用する 融資を受ける 提出して申請する 交付を受ける※ 申請方法や必要書類等について、詳しくは大津市の
ホームページをご覧ください。